第二十二条第七項の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| A型輸送物（特別形）（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等であって、六フッ化ウラン以外のもの） | 三三三三 |
| 六フッ化ウラン（L型輸送物）（臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等以外のものであって、一の放射性輸送物当たり〇・一キログラム未満のもの） | 三五〇七 |

第二十三条第一号リを次のように改める。

リ　専用積載で輸送すること。

第二十三条第二号ただし書を削り、同号に後段として次のように加える。

また、貨物機を使用すること。

第二十三条第三号中「第一号イ、ロ、ニ（⑵を除く。）、ヘ、チ及びヌ」を「第一号イからチまで及びヌ」に改める。

第二十五条第六項及び第七項中「第二十二条第一項第七号中欄」を「第二十二条第一項第八号中欄」に改め、同条第八項中「第十二条中」を「第十二条第一項中」に改める。

別表第一を次のように改める。

臨界安全指数を計算する場合に用いられるZの値

| ウラン二三五の濃縮度 | Z |
|---|---|
| 1.5パーセント以下 | 2200 |
| 1.5パーセントを超え5パーセント以下 | 850 |
| 5パーセントを超え10パーセント以下 | 650 |
| 10パーセントを超え20パーセント以下 | 580 |
| 20パーセントを超える | 450 |

備考　異なる濃縮度のウラン二三五を含む場合は、最も高い濃縮度に対応する値とする。

別表第七中「すべて」を「全て」に改める。

別記第四第一号の表中「すべて」を「全て」に改める。

別記第五第一号イ中「一メートル」の下に「、下面の端部及び隅角部の曲率半径が六ミリメートル以下」を加え、同号ロ中「水平面であるものに」を「水平面であり、かつ、その端部の曲率半径が六ミリメートル以下のものに」に改める。

第1号様式の注3に次のただし書を加える。

ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。

第1号様式中注6を注7とし、注5の次に次のように加える。

6　ふちの内側の線の幅は2ミリメートル以上とする。

第2号様式の注3に次のただし書を加える。

ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。

第2号様式中注7を注8とし、注6の次に次のように加える。

7　ふちの内側の線の幅は2ミリメートル以上とする。

第3号様式の注3に次のただし書を加える。

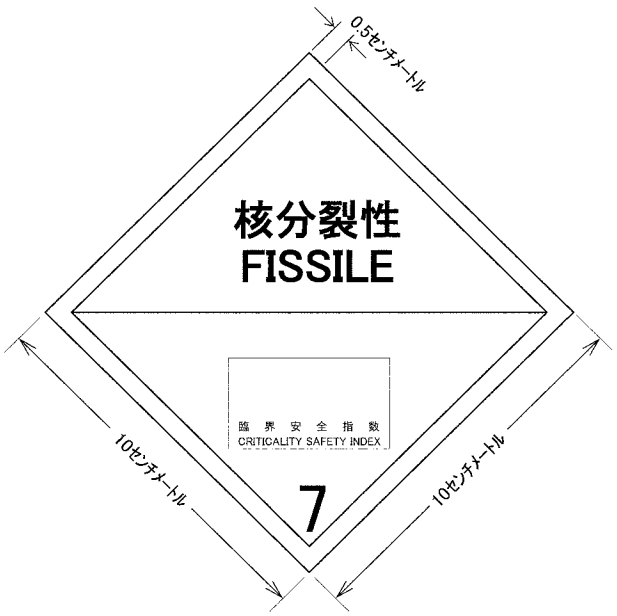
ただし、核分裂性物質のみが収納されている場合にあっては、その放射能量の合計に代えてその質量の合計を記入することができる。

第3号様式中注7を注8とし、注6の次に次のように加える。

7　ふちの内側の線の幅は2ミリメートル以上とする。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

**第3号の2様式**（第22条関係）臨界安全指数標識




注1　臨界安全指数の欄には、臨界安全指数を記入すること。また、オーバーパック又はコンテナに付す場合にあっては、臨界安全指数の合計値を記入すること。

2　本邦内のみを輸送されるものにあっては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあっては日本語の部分をそれぞれ削ることができる。

3　ふちの内側の線の幅は2ミリメートル以上とする。

4　色彩は、次表によるものとする。

| 部分 | 色彩 |
|---|---|
| 地 | 白 |
| 文字 | 黒 |
| 線 | 黒 |